

木造住宅耐震改修費用補助制度

【令和8(2026)年度版】

〇制度の概要

この制度は、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた旧耐震基準の住宅の耐震改修費用の一部を補助し、住宅の耐震化を支援するものです。

〇補助対象要件及び補助金の額

耐震改修費補助を受けるには、次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 補助対象となる住宅

- ・市内にある住宅であること（現に居住の用に供する住宅に限る。）。
- ・2階建て以下木造一戸建てであること（併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が1/2以上であること。）。
- ・在来軸組工法又は枠組壁工法であること。
- ・賃貸を目的としない住宅であること。
- ・昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅であること（昭和56年6月1日以降に過半未満の増築した住宅を含む。）。

※昭和56年5月31日以前に建築した住宅であっても、同年6月1日以降に過半以上の増築をしている場合は、補助対象となりません。

- ・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合に、総合評点が1.0以上となる耐震改修を行う住宅であること。
- ・耐震改修に係る工事監理を建築士が行うこと。

(2) 補助対象者

- ・補助対象住宅を所有している方又は当該所有者の二親等以内の親族で耐震改修に係る契約者となる者であって、補強計画の策定及び耐震改修を総合的に行う方
- ・この補助金及び国、県又は市の他の制度による補助金の交付その他の耐震改修に類する補助を受けたことのない方
- ・国、県及び市（区町村）税を滞納していない方（世帯員全員を含む。）
- ・補助金の交付決定を受ける前に、耐震改修工事の施工業者との工事請負契約の締結をしていない方

(3) 補助金の額

次に掲げる額の合計額【最大125万円】

①耐震改修に要する費用の4/5の額（上限115万円）

②「那須塩原市立地適正化計画」における居住誘導区域※内で耐震改修を行った場合は、10万円

※居住誘導区域については、都市計画課都市計画係（本庁舎2階）にお問い合わせください。

※上記のほか、一定の要件を満たしている場合は、所得税額の控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。

○申請方法

この制度を利用する場合は、次の書類を建築指導課に提出してください。

- (1) 木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 木造住宅耐震改修等計画書（様式第2号）
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書、当該診断を実施した耐震診断士の資格を証する書類及び使用したプログラム評価書の写し
- (4) 補助対象住宅の付近見取図
- (5) 補強計画の提案書

※栃木県建築士会、栃木県建築士事務所協会又は耐震診断士が策定したものとしてください。

なお、耐震診断士とは、国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同様と認められるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいいます。

- (6) 耐震改修工事の工程表
- (7) 耐震改修に要する費用の見積書の写し（押印があるもの）
- (8) 補助対象住宅の所有者を確認できる書類（登記事項証明書、家屋評価証明書、固定資産税の納税通知書等）
- (9) 国税及び県税を滞納していないことを確認できる書類（納税証明書等）

※申請者本人分のみ必要です。

※納税証明書は、国税は税務署（「その3の2」の納税証明書としてください。）、県税は県税事務所で取得することができます。

- (10) 市税を滞納していないことを確認できる書類（納税証明書等）

※市税は、申請者を含む18歳以上の世帯員全員分が必要です（非課税の方は、非課税証明書を提出してください。）。

※納税証明書は、市役所（本庁、各支所及び出張所）で取得できます。

- (11) 住民票の謄本（世帯全員分）

※続柄が記載されているものとしてください。

- (12) 申請者と所有者との関係を確認できる書類（住民票の写し、戸籍謄本等）

※申請者と所有者が同一の場合は、不要です。

<注意>

耐震改修の工事請負契約締結前（工事の着手前）に申請をして、交付決定を受けてください。交付決定前に工事請負契約締結（工事等の着手）をした場合は、補助金を交付できません。

【那須塩原市ホームページ】



問合せ先

那須塩原市 建築指導課 指導係

☎ 0287 (62) 7169